

## 「石巻市食育推進キャラクター☆いしのまっき隊」キャラクターデータの 使用に当たっての取扱い

(令和7年1月31日 石巻市保健福祉部健康推進課)

### 1 使用に当たっての手続きの流れ

- (1) 使用を開始する1週間前までに、「石巻市食育推進キャラクター☆いしのまっき隊の使用申請」を電子申請システムから申請を行う。
- (2) 健康推進課において申込内容を確認し、使用の可否を判断し、結果を電話又は電子メールで回答する。  
なお、次のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。
  - ① 市の信用や品位を害する、又は石巻市食育推進計画の基本理念や趣旨に反すると認められるとき。
  - ② 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
  - ③ 政治活動及び宗教活動に使用すると認められたとき。
  - ④ 市長が使用について不適切と認めるとき。
- (3) 使用を許可された場合は、下記の注意事項を遵守し使用する。
- (4) 活用した媒体（チラシなど）の写真データを電子申請システムから使用報告を提出する。なお、容量が大きく送信することができない場合は、紙媒体で直接提出しても構わないものとする。
- (5) その他、疑義が生じた場合は、健康推進課と協議してから使用すること。

### 2 使用に当たっての注意事項

- (1) 「石巻市食育推進キャラクター☆いしのまっき隊」商標登録をしていないもので、データの使用は、石巻市の食育を推進することを目的に、使用希望者に積極的に活用いただくため、使用を許可するものであることから、同計画の基本理念や趣旨を理解し使用すること。
- (2) 申請した目的及び方法で使用すること。
- (3) 定められたデザインを正しく使用すること。（使用する物件の形状等により、当該デザインどおりに使用することができないと認める場合を除く。）  
ただし、キャラクターイメージを損なわない範囲において、他の色を使用する場合は事前に相談すること。
- (4) キャラクターのデザイン（色や画像比率）の変更は認めない。また、「石巻市食育推進キャラクター☆いしのまっき隊」と、使用するキャラクターの名称（「とまとまっき」「こねぎまっき」「さばまっき」）を必ず付すこと。
- (5) デザインを自己のものとして商標登録を行わないこと及び他の者に商標登録をさせないこと。
- (6) データを第三者に譲渡したり、利用させたりすることは認めない。また、無許可による使用は認めない。
- (5) 使用にあたって損害が生じた場合には、使用者の責任において処理すること。

(図1)

名称	「石巻市食育推進キャラクター☆いしのまっき隊」		
とまとまっき	1-1 とまとまっき	1-2 とまとまっき全身	1-3 早起き
			
こねぎまっき	2-1 こねぎまっき	2-2 こねぎまっき全身	2-3 朝ごはん
			
さばまつき	3-1 さばまつき	3-2 さばまつき全身	3-3 早寝
			

(電子申請システム)

① 使用申請（使用する1週間前まで）

<https://logoform.jp/form/RL4T/1166706>



② 使用報告

<https://logoform.jp/form/RL4T/1341193>

